

第3章 開発環境など 104 + a

3-1 オープンソース・ライセンス8

村井 和夫

オープンソース・ライセンスは、Open Source Initiativeによって、ソースコードの利用・改変・再配布の自由や、差別の禁止など、10項の定義をしています。

<https://opensource.org/>

代表的なオープンソース・ライセンスを利用上注意

が必要な Copyleft の考え方により3分類に分け、さらにクリエイティブ・コモンズのライセンスを紹介しておきます(表1)。

むらい・かずお

表1 オープンソース・ライセンス8

No.	ライセンス	Copy left	代表例	特徴
1	GPL v2 (GNU General Public License v2)	Copy left	Linux	GNU Project (Free Software Foundation /GNU Project) のフリー・ソフトウェア公開にあたって、ソフトウェアの著作権 (Copy Right) によって自由な利用が阻害されることに反対し、Copyleft (コピーレフト) の概念を明文化したライセンスです。Copyleft とは、著作権を保持したまま、対象となるソフトウェアだけでなく、利用する派生ソフトウェアにも、同じく自由で利用・改変・および改変を含めた公開の自由を義務づけているオープンソース・ライセンスです。同様なライセンスに、European Union Public license (EUPL) などがあります。 独自部分のソフトウェア開示が求められるので、企業としては利用をためらう場合が多く、現在ではオープンソース・ソフトウェアの利用・普及を図るため、非コピーレフト・ライセンスの採用が増えています。しかし、Linuxをはじめとした基本的なソフトウェアのライセンスとして、今でも1番影響力のあるライセンスです。
2	GPL v3 (GNU General Public License v3)	Copy left	GNU Emacs/ GCC/ Binutils	GPLv3は、v2では想定されていなかった、ハードウェアによる制約、著作権保護等の法律からの制約、差別的の特許取引からの制約などの、ソフトウェアの自由に対する脅威を排除することを明文化しています。v2より制約が強くなっているため、Linuxなどv3を採用していないソフトウェアも多く、別のライセンスとして扱うことが多いです。 ライセンスされたソフトウェアとネットワークを使ってやりとりする利用者がそのプログラムのソースを受け取ることを許す追加条項がある AGPLv3 もあります。
2	LGPL (GNU Lesser General Public License) v2/v3	準 Copy left	glibc	Lesser GPL という準コピーレフト・ライセンスで、glibc などのライブラリなどに適用されています。対象のソフトウェアを変更した場合は公開開示義務がありますが、利用するだけの場合には、その派生ソフトには公開開示義務がありません。厳密には GPL 同様 v2/v3 の区別がありますが、GNU Project としては、推奨していません。もともと基本的にリンクする著作物には制約を与えないので、あまり厳密には使い分けられていません。
4	MPL (Mozilla Public License) 2.0	準 Copy left	-	MPL は、当該ソフトウェアの変更には LGPL 同様に公開開示義務がありますが、組み合わせるソフトウェアにはその制約がありません。GPL をベースに作られたライセンスですが、組み合わせるソフトウェアの独自部分の非開示を目的としている企業の定めるライセンスなので、本来の趣旨とはかなり異なりますが、基本的に準コピーレフト型のライセンスとして扱われます。 MPL には、特許関連事項、準拠法の記載があり、GPL との違いとなっています。このように企業側が公開するライセンスには、 ・CDDL ; Common Development and Distribution License (Sun Microsystems), ・CPL ; Common Public License (IBM), ・EPL ; Eclipse Public License (Eclipse Foundation) などがあり、同様に準コピーレフト・ライセンスとなっています。